

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から49年5月まで  
② 昭和49年8月  
③ 昭和49年11月及び同年12月  
④ 昭和50年4月から51年3月まで  
⑤ 昭和51年4月から54年3月まで  
⑥ 昭和54年4月から56年10月まで  
⑦ 昭和56年11月から61年3月まで  
⑧ 平成2年12月から3年7月まで  
⑨ 平成3年8月から同年12月まで  
⑩ 平成10年3月から13年4月まで

国民年金保険料納付記録について、夫が照会申出書を提出したところ、申立期間に係る納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料については、夫がA市役所又は同市内の金融機関で夫婦二人分を納付してくれていたにもかかわらず、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦の国民年金保険料は申立人の夫が納付していたはずと主張しており、申立人の複数かつ長期間（10期間、計235か月）にわたる申立のうち、申立期間③については、2か月と短期間である上、その前後の期間の保険料が納付済みとなっているほか、申立人の保険料を納付したとするその夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間③に係る申

立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

一方、残る申立期間（①、②及び④から⑩）について、申立人の夫は「他界した妻（申立人）の国民年金保険料は自分が管理し納付していた。」と主張しているが、その夫は申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、具体的な加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫の納付記録を見ると、申立人の申立てと重なる期間が、同様に未納又は申請免除となっている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年7月26日）及び資格取得日（昭和40年3月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月26日から40年3月8日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。中学校を卒業して3か月で退職した者を、事業所が再度雇用することは常識的に考えてもおかしいと思う。この空白の期間についても勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和39年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月26日に資格を喪失後、40年3月8日に同社において再度資格を取得しており、39年7月から40年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚及び上司の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の所属長である上司は、「申立期間についても申立人の業務内容に変更は無かった。」と証言しており、当該上司の他、同僚3名は申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、同上司は、「申立期間当時における同事業所は従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、社会保険事務所で得喪の記録が管理されており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から40年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間に係る資格喪失日(昭和58年7月1日)及び資格取得日(昭和58年8月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月1日から同年8月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、申立期間も継続して勤務しており、途中の1か月間だけ厚生年金保険の記録が欠落していることには納得できない。当時は継続して本店に勤務しており、1週間以上の長期になるような休暇も取っていない。

当時の同僚も証言してくれるとのことなので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和58年5月21日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失した後、同年8月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、事業所が保管している履歴書及び元上司、元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できるほか、当該複数の元同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かったことを証言しており、これら複数の元同僚及び元上司は、

いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、社会保険事務所で得喪の記録が管理されており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年7月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年3月まで

昭和43年9月から50年3月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。申立期間の国民年金保険料については、昭和51年2月ころにA市役所の窓口で、過去の未納分の保険料をまとめて納付することができると言われ、7、8万円ほどを同窓口で納付したにもかかわらず、未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続が取られたのは、A市の国民年金被保険者名簿から昭和51年2月20日と確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付と特例納付の併用により納付するしか方法が無いが、51年2月は特例納付期間ではないため、申立期間のうち43年9月から48年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、49年1月から50年3月までの保険料を過年度納付した形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年3月までの期間、39年4月から49年3月までの期間、49年4月及び同年5月、49年8月、50年4月から51年3月までの期間及び同年4月から54年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から39年3月まで  
② 昭和39年4月から49年3月まで  
③ 昭和49年4月及び同年5月  
④ 昭和49年8月  
⑤ 昭和50年4月から51年3月まで  
⑥ 昭和51年4月から54年10月まで

国民年金保険料の納付記録について、照会申出書を提出したところ、申立期間に係る納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料については、A市役所又は同市内の金融機関で妻の分と一緒に納付したにもかかわらず、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、具体的な加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間は計199か月と長期間であり、社会保険庁のオンライン記録によると、そのうち、申立期間②(120か月)及び⑥(43か月)の計163か月が申請免除期間となっており、申請免除の手続は、制度上、被保険者が保険料を納めることが困難な場合、年度ごとに申請して承認を受けなければ

ならないことから、行政側の記録管理の不備は考えにくい。

さらに、申立人が昭和 45 年 6 月の結婚以降、国民年金保険料と一緒に納付してきたとする申立人の亡き妻の納付記録を見ると、申立てと重なる期間が同様に未納又は申請免除期間となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から9年8月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、平成7年9月ごろにA市職員のB氏が自宅を訪れ、「国民年金保険料の納付期間が不足しており、このままでは将来年金がもらえなくなるので保険料を納めてください。」と言われたので、後日集金に訪れたB氏に平成7年9月以降の2年分の保険料として29万8,000円ぐらいを現金で納付した記憶があるにもかかわらず、未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市への照会結果によると、B氏は、元A市役所職員であったが、昭和60年3月27日付けで同市役所を退職しており、それから10年余りが経過した申立期間当時は、同市職員で無かったことが確認できる。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から38年1月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から38年1月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年1月から同年3月まで  
④ 昭和50年1月から同年3月まで

A町役場から国民年金に加入しなければならないと催促され、加入した記憶があり、夫婦二人分の国民年金保険料を役場の窓口で納付していた。また、昭和46年1月からの国民年金保険料は、毎月か3か月まとめてB市役所かC銀行営業部で納めていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和36年5月ごろ、A町役場から国民年金の加入を催促され、同年7月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、役場の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した記憶がある。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は37年5月30日に払い出されており、この時点において、昭和36年度の保険料を納付するには過年度納付となるが、申立人からはさかのぼって納付したとする主張は無い上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、昭和45年4月から同年12月までの検認記録欄に印紙検認方式によ

る検認印が押されているものの、申立期間については検認印が押されておらず、納付したとは考え難い。

さらに、申立期間③及び④については、社会保険庁に納付記録がある昭和48年度及び49年度の国民年金保険料の納付状況を見ると、3か月単位の納付期限後に現年度納付されており、申立人が、「毎月又は3か月まとめて納付していた。」とする主張とは矛盾している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年1月までの期間、46年1月から同年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年1月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年1月から同年3月まで  
④ 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、亡き母が加入手続を行い、A町役場で納付してくれていたはずである。また、昭和46年1月からの国民年金保険料は、夫が夫婦二人分の保険料を毎月か3か月まとめてB市役所かC銀行営業部で納めていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の亡き母が申立人の国民年金保険料を納付したはずと主張しているが、申立人の母が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間②については、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、昭和45年4月から同年12月までの検認記録欄に印紙検認方式による検認印が押印されているものの、申立期間については、検認印が押印されておらず、納付したとは考え難い。

さらに、申立期間③及び④については、社会保険庁に納付記録がある昭和48年度及び49年度の国民年金保険料の納付状況を見ると、3か月単位

の納期限後に現年度納付されており、申立人が「毎月又は3ヶ月まとめて納付していた。」とする主張とは矛盾している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 121

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 57 年 4 月まで

昭和 55 年 6 月から 57 年 4 月までの期間について、A社で勤務した期間における厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、社会保険庁から厚生年金保険に加入した記録は確認できないとの回答を受けた。

私は、当該事業所に勤務する際、当時の社長と社会保険に加入させてもらう旨の約束した記憶がある。また、当時使用していた健康保険被保険者証も国民健康保険証ではなかったと記憶している。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び当時の同僚等の証言により、申立人が昭和 55 年 6 月 10 日から 57 年 3 月 30 日までA社で勤務していたことが確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 5 月 1 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

さらに、当時の事業主及び経理担当者は、昭和 57 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所の届出を行うまでの経緯を記憶しており、「届出の以前に勤務していた従業員について、厚生年金保険被保険者の資格取得手続きをしたことは無く、給与から控除していたのは、雇用保険料と所得税等であった。」と証言している。

加えて、当時の事業主及び経理担当者は、申立期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人の同僚は、「自



分は、当時、市町村が運営する国民健康保険に加入していたと思う。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年5月から27年4月まで  
②昭和27年4月から29年5月3日まで  
③昭和29年10月1日から30年8月31日まで

昭和26年5月ころから30年8月ころまで厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。私は、昭和26年5月から27年4月までA社に入社し、その後B社に移り30年8月まで継続して作業員として従事していた。一部の期間、厚生年金保険に加入となっていることは腑に落ちない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所として事業所名簿に記録が無い旨の回答が社会保険事務所からあるほか、社会保険庁が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらない。

一方、申立期間②及び③について、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所の事業所名簿により、昭和28年4月1日から29年11月15日まで厚生年金保険の適用事業所であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人がB社で同年5月3日に資格取得し同年10月1日資格喪失していることが確認できるものの、申立期間については、社会保険庁の管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 123

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 11 月まで

昭和 42 年 4 月から同年 11 月まで A 社の厚生年金保険の加入期間として出てこないのを申立てをする。

当時、A 社には 10 人くらいの従業員がおり、現場で水道設備やガス設備の設置の仕事をしていた。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が A 社に勤務していたことが確認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 4 月 10 日から、申立人が申立期間以後に厚生年金保険の資格を取得した 45 年 4 月 1 日前後までの期間において、厚生年金保険の資格を取得した 45 名について確認したところ、健康保険被保険者証の整理記号番号に欠番は無く、申立期間において新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない。

さらに、当時の事業主によると、「現場で働く者は厚生年金保険へ加入させていなかった。当時は従業員のほとんどが雇用保険のみに加入し、事務職の一部の者のみ厚生年金保険の資格を取得していたと思う。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から28年11月まで

昭和25年11月ころから27年ころまでA社に勤務、病気により27年後半から28年後半までB健康保険組合指定病院で入院治療し傷病手当を受給した。社会保険事務所から厚生年金加入の確認ができないと言われたが、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がC事務所に勤務していたことは当時の上司及び同僚などの証言により推認することはできるが、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

また、D事務所及びB健康保険組合においても、申立人の勤務期間について確認することができないほか、E社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る記録において、昭和24年から30年までのC事務所及びF事務所分を確認したが、申立人に該当する者は見当たらない。

さらに、当時の上司及び同僚は「申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者の事務手続に関しては不明。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月から 31 年 10 月まで

A社の昭和 29 年 3 月から 31 年 10 月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該申立期間の厚生年金保険加入の事実が確認できない旨の回答をもらった。

勤務の事実を確認できる資料は無いが、臨時社員で入社後に正社員になった記憶があり、一緒に働いていた同僚の名前を申し立てるので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚 4 名の証言から、申立人が A 社に勤務していたことを推認することはできるものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人自身も保険料を控除されていた具体的な記憶も無い。

また、A社の現在の事業主の B 社は、同事業所に係る資料は保管していないとしている。

さらに、申立人と同様の業務内容で勤務していたとされる昭和 12 年生まれの現地採用の同僚については、申立期間と同期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

加えて、同僚数名の証言によれば、「正社員への登用は会社の裁量で決められるものの、当初は、年配者から順に正社員になり厚生年金保険に加入させていたようだ。申立期間当時は入社後約 2 年経過してから正社員に登用し、登用後も直ちに厚生年金保険への加入手続は行われなかった。」としている。

その上、社会保険事務所で管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿

によると、昭和 29 年 3 月から 31 年 10 月までに資格取得した被保険者 19 名の中に申立人の氏名は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 5 月 2 日から同年 7 月まで  
②昭和 38 年 7 月 22 日から同年 9 月 2 日まで  
③昭和 38 年 9 月 5 日から 39 年 1 月 4 日まで  
④昭和 39 年 10 月 15 日から 40 年 1 月 5 日まで  
⑤昭和 43 年 5 月 6 日から同年 8 月 13 日まで

船員保険加入期間について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。納得いかないため、船員手帳の写しを添付するので再調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を所持しており、その記載内容から申立期間については乗船(勤務)していたものと推認することはできるが、事業主により給与から船員保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無く、申立人自身は給与から船員保険料が控除されていた具体的な記憶も無い。

申立期間①のA丸については、当時の船長は所在不明で証言を得ることはできない上、同僚と思われる5名の証言からも勤務実態及び保険料控除の事実は確認できない。

また、当該事業所では申立期間当時の関係書類を既に廃棄しており、事情を知る職員もいない。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によれば、申立期間前後の昭和 37 年 11 月 10 日から 38 年 12 月 5 日までに資格取得した被保険者 121 人の中に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。



加えて、社会保険庁の記録では、申立期間当時、上司である船長は国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②のB丸については、当時の船長は所在不明、同僚と思われる4人は既に他界しており証言を得ることはできず、勤務実態及び保険料控除の事実は確認できない。

また、当該事業所は昭和50年7月15日に全喪し、事業主及び事業主の長男も既に他界しており、関係書類も無く当時の事情を知る関係者もいない。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によれば、新規適用された昭和32年4月10日から全喪した50年7月15日までに資格取得した被保険者448人の中に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間当時、上司である船長は国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③及び④のC丸については、当時の船長及び上司二人の証言からは勤務実態及び保険料控除の事実は確認できない。

また、当該事業所は昭和40年6月30日に全喪し、事業主も既に他界しており、関係書類も無く当時の事情を知る関係者もいない。

さらに、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によれば、新規適用された昭和38年5月1日から全喪した40年6月30日までに資格取得した被保険者80人の中に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者証の整理記号番号に欠番も無い。

申立期間⑤のD丸については、当時の船長の証言からは勤務実態及び保険料控除の事実は確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、D丸は、昭和50年7月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。